<白河市バス・タクシー移動支援事業>

バス・タクシーの運賃を

一部助成します!





《令和6年度変更点》

- ①助成券交付対象者に、妊産婦を追加しました。
- ②1乗車あたりの使用上限を撤廃しました。
- ③利用範囲に「新白河駅」を追加しました。

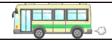
◇助成対象者(白河市内に住民登録があり、次のいずれかに該当する方)

- ①<u>運転免許証</u>を<u>所持していない</u>、令和7年3月31日までに<u>75歳以上</u> となる方
- ②運転免許証を所持していない、障がい者手帳をお持ちの方
- ③母子健康手帳の交付を受けた方(妊産婦)のうち下記の期間内の方
 - (③-1) 母子健康手帳を交付された日から出産日まで
 - (③-2) 出産日から出産した子の1歳の誕生日(令和6年4月1日~令和7年3月31日)まで
- ※申請時に母子健康手帳をお持ちください。1歳の誕生日を含む年度末まで申請可能です。
- ※年度内1人1回限りの交付です。助成券の再交付はありません。

◇利用期間

令和6年4月1日~令和7年3月31日

◇助成内容





バス・タクシーの**運賃を一部助成**する券を交付します。

※<u>乗降場所のいずれかが「白河市内」又は「新白河駅」であれば、他町村への</u> 移動にも利用できます。

助成券交付枚数	100円助成券×120枚(12,000円分)
助成額	運賃の2分の1 ※算定した額に100円未満の端数がある場合は、切り上げた額
利用できる 交通機関等	・路線バス、コミュニティバス (こみねっと・大信自主運行バス) ・タクシー (白河観光交通・光タクシー・東タクシー) ・予約型乗合タクシー (実証実験含む) ・サポートパス(コミュニティバスの年間定期券)の購入

◇交付申請窓口

『市役所本庁舎総合案内』又は『各庁舎地域振興課』

[問合せ先] 白河市役所 市民生活部 生活防災課 ☎0248-22-1111(代表)